

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 28 日 17 経教 規程第 17 号</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第 2 条 この規程は、研究科に勤務する教育職員（<u>共生科学技術研究院</u>に所属し研究科を兼務する教育職員及び技術経営研究科長を除く。以下「教育職員」という。）に対して適用する。</p> <p>第 3 条～第 7 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条 省略（現行どおり）</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第 2 条 この規程は、研究科に勤務する教育職員（<u>農学研究院又は工学研究院</u>に所属し研究科を兼務する教育職員及び技術経営研究科長を除く。以下「教育職員」という。）に対して適用する。</p> <p>第 3 条～第 7 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22教規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。